

伝統産業産地振興拠点「Kyoto Concept Shop」における 高付加価値店舗設営・販売促進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

伝統産業産地振興拠点「Kyoto Concept Shop」における高付加価値店舗設営・
販売促進事業業務

2 業務の目的

公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が販路開拓拠点として設ける新規
形態の店舗「Kyoto Concept Shop」において、「Made in Kyoto」の世界ブランド化に
よる輸出拡大を図るため、付加価値の高い京都産品の商流が生まれる仕組みを創出し、京
都産品の販路拡大や欧州での情報発信を担うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日～令和5年2月20日

4 委託業務の内容

- (1) ベルギーブリュッセル店舗における内装及び販売促進の企画立案及び調整
- (2) 内装デザインパース制作及び提案資料作成
- (3) 受発注可能な内装制作及びサンプル商材の発注
店舗の内装に京都の物産品を利用し、店舗の質を高めるとともに物産品自体の販
売促進も期待できる内装とする
- (4) 受発注用オペレーション資料の提案及び作成
コンセプトショップの顧客に対し、商品の販売だけでなく素材、色、他の産品な
ど新たな提案も可能な仕組みとする
- (5) 継続した取引に向けた作り手と買い手のコーディネート
京都府内の事業者と欧州の買い手との仲介役として、両者を繋ぎ、商談の完了ま
で伴走支援を行う
- (6) 欧州市場における継続的な取引のための営業活動
 - ・ 店舗見取り図及び現地運営事業者は別紙参照
 - ・ 内装については、京都の伝統産業の技術や素材を使用すること
 - ・ 令和5年2月20日までに開設すること
 - ・ 海外販路開拓において、BtoC、BtoB共に実績を有すること
 - ・ 欧州に自社拠点または日常的に連絡体制が構築されている拠点があること
 - ・ 府内事業者と幅広く連携し、多角的に事業を展開できること

5 業務実施に関する注意事項

(1) 関係法令等の遵守

日本国等の関係法令を遵守して業務を実施すること。

(2) 事故等の未然防止と発生時の対応

受託者は、事故やトラブル等の未然防止に努めるものとする。万が一不測の事故等が発生した場合や顧客からの苦情があった場合等は、責任をもって処理するとともに、委託者に対してその内容を迅速に報告すること。

6 成果物の提出

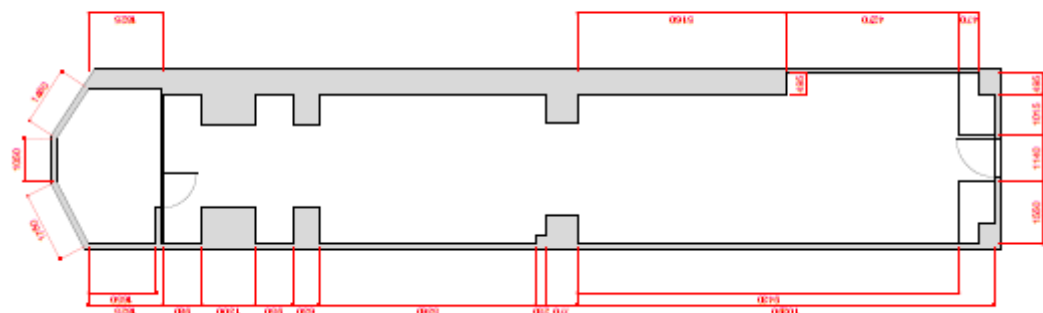
成果や売上結果等を記載した業務完了報告書を委託者まで提出すること

7 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法について委託者の指示に従うとともに、進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に委託者と連絡を取ること。
- (2) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

別紙

見取り図



(全長約 22m)

店舗運営事業者

住所：Rue Antoine Dansaert 28,1000, Bruxelles

事業者名：Aoi Trading (アオイ トレーディング)

事業者住所：51 RUE DE PRESLES 93300 AERVILLIERS FRANCE

代表取締役：TATSUKI TAKINO